宮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

マ 八	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
区分	(26年1月1日)	A		В	B/A	25年度の人件費率
06年亩	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	405, 880	157, 720, 423	2, 729, 018	21, 363, 631	13. 5	13. 4

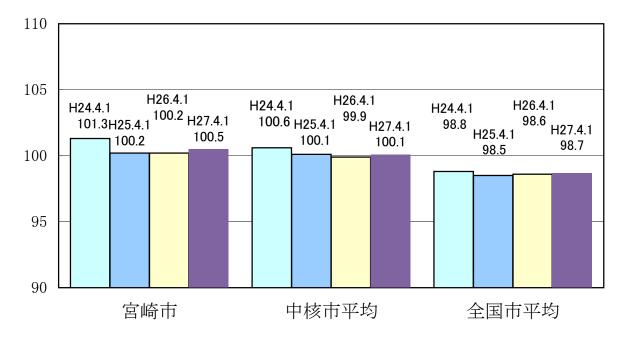
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数		一人当たり			
运 为	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20 午及	2, 147	8, 519, 929	1, 811, 486	3, 117, 116	13, 448, 531	6, 264

(参考) 中核市平均 一人当たり給与費 千円 6,378

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員 数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表 (一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 - ※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で 上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市の場合、高年齢層においてラスパイレス指数が高いことが本市全体のラスパイレス指数が100を超える要因となっているが、職員構成の新陳代謝により徐々に改善する傾向にある。

(4) 給与改定の状況

①月例給

WA PIN	Ī				
区分	民間給与	公務員給与	格差	勧告	給与改定率
	A	В	A - B	(改定率)	
0月午	円	円	1, 469	%	%
27年度	410, 465	408, 996	(0.36)%	0.36	0.21

(参考)	
国の改定率	
0	%
0.40	

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス 比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

区分	民間の支給割合	公務員の支給	格差	勧告	年間支給月数
	A	月数 B	A - B	(改定月数)	
07左曲	月	月	月	月	月
27年度	4. 21	4. 10	0. 11	0. 10	4. 20

(参考)	
国の年間	
支給月数	
月	
4. 20	

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の 支給割合の、見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し



未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年8月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.45%引下げ。 激変緩和のため、当面の間の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対して、宮崎市においても0%を支給 (実施時期) 平成27年8月1日

(参考)

	平成26年度	平成27年月	見直し後の 支給割合	
	の支給割合	4月1日時点	遡及改定後	(H28. 4. 1)
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%
宮崎市の支給割合	0%	0%	0%	Ο%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年8月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	41.8 歳	325, 579 円	429, 227 円	348,725 円
宮崎県	43.6 歳	326, 479 円	401,950 円	353, 205 円
国	43.5 歳	334, 283 円	_	408,996 円
中核市	41.8 歳	323, 570 円	420, 468 円	369, 585 円

② 技能労務職

		公 務 員					民 間			参考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
宮崎	市市	53.1 歳	141 人	388,570 円	412, 381 円	400,496 円				_
うち 給	食調理員	51.6 歳	62 人	379, 144 円	394, 395 円	387,619 円	調理士	47.8 歳	192,500 円	2.05
うち 塵	茶処理員	55.3 歳	34 人	400,494 円	426, 420 円	416, 394 円	廃棄物処理業 従業員	44.9 歳	289,500 円	1. 47
うち 学	校用務員	55.6 歳	32 人	402,542 円	440, 156 円	416,948 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	2. 20
宮峪	5 県		ı	l	ı		ı			_
⅓		50.2 歳	2,994 人	289, 141 円		328,318 円			_	_
中杉	市	48.1 歳	281 人	332, 281 円	396, 638 円	365,790 円			_	_

	参	考					
区 分	年収ベース	年収ベース(試算値)の比較					
	公務員	民間	C / D				
	(C)	(D)	C/D				
宮崎市			1				
うち 給食調理員	6,403,271 円	2,632,800 円	2. 43				
うち 塵芥処理員	6,913,079 円	3,952,300 円	1. 75				
うち 学校用務員	7, 111, 974 円	2,774,400 円	2. 56				

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (平成 24 年 ~ 26 年03 π 年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮崎市	46.6 歳	364, 133 円	382,522 円
宮崎県	46.7 歳	387, 453 円	432, 337 円
国	_	_	_
中核市	39.8 歳	318, 304 円	370, 977 円

④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	39.7 歳	309, 528 円	426, 281 円	326, 387 円
宮崎県				_
玉	43.6 歳	372, 431 円		44,828 円
中核市	38.3 歳	294,712 円	390,726 円	328,822 円

⑤ 医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	45.1 歳	505, 300 円	1,032,349 円	1,081,135 円
宮崎県				_
玉	50.8 歳	493, 236 円		822,932 円
中核市	43.5 歳	476, 918 円	1,024,020 円	640,628 円

⑥ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	39.9 歳	314,823 円	359, 131 円	326,950 円
宮崎県				
玉	46.7 歳	316, 503 円		346, 447 円
中核市	38.6 歳	299, 164 円	375,831 円	329, 494 円

⑦ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	47.2 歳	354, 570 円	429, 200 円	365, 441 円
宮崎県				_
玉	42.3 歳	332, 279 円		381,205 円
中核市	39.2 歳	292, 581 円	346, 231 円	322,060 円

⑧ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	37.0 歳	283,720 円	365, 221 円	306,978 円
宮崎県				_
玉	_		_	_
中核市	38.8 歳	305, 487 円	402,174 円	350, 391 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区	分	宮崎市	宮崎県	国
配存证典	大学卒	174, 200 円	174, 200 円	174, 200 円
一般行政職	高校卒	142, 100 円	142,100 円	142, 100 円
技能労務職	高校卒	142, 100 円	140,300 円	_
1又 化 力 伤 സ	中学卒	_	118,300 円	_
教育職	大学卒	174, 200 円	195,100 円	_
教 月 椒	高校卒	142, 100 円	150,900 円	_
税務職	大学卒	174, 200 円	_	_
1元 1分 相以	高校卒	142, 100 円	_	_
薬剤師	大学卒	180,800 円	_	_
医療技術職	高校卒	_	_	_
毛 苯 - 伊伊啦	大学卒	174, 200 円	_	_
看護・保健職	高校卒	_	_	_
沙 吐 啦	大学卒	174, 200 円	_	_
消防職	高校卒	142, 100 円	_	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

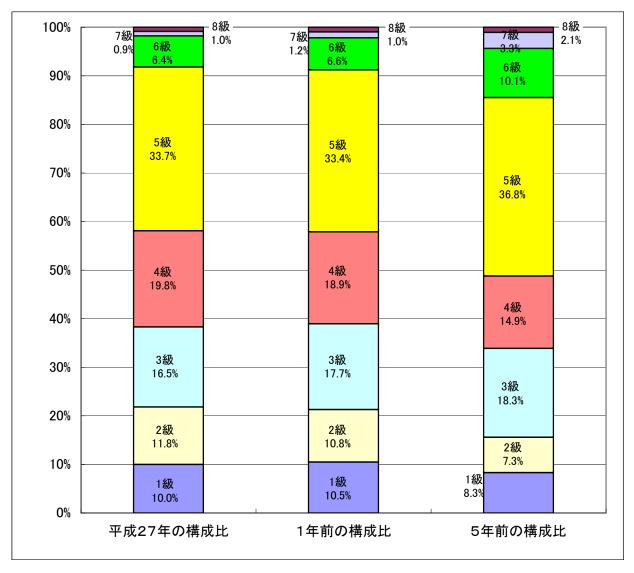
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,675 円	358, 493 円	391,317 円	403, 252 円
一	高校卒	229, 367 円	316, 383 円	363,078 円	389, 969 円
技能労務職	高校卒	_	323, 700 円	369,600 円	376,800 円
1又 化 力 伤 സ	中学卒	_	_	_	_
教育職	大学卒	_	_	_	_
教 月 椒	高校卒	_	_	_	_
税務職	大学卒	260,300 円	359,800 円	390,100 円	397, 350 円
1元 1分 相以	高校卒	_	298,700 円	374,850 円	391,850 円
薬剤師	大学卒	_	_	_	405,800 円
医療技術職	高校卒	_			_
看護・保健職	大学卒	257,700 円	360,000 円	_	399,650 円
100 不厌慨	高校卒	225,600 円		385, 200 円	_
消防職	大学卒	260,440 円	359,800 円	_	405,025 円
1月 以 和	高校卒	222,700 円	308, 900 円	365, 980 円	394, 667 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成27年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	主事又は技師の職務	人 149	% 10. 0	円 137, 600	円 244, 900
2	級	主任主事又は主任技師の職務	人 176	% 11. 8	円 187, 700	円 301,900
3	級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事 又は主任技師の職務	人 247	% 16. 5	円 223, 900	円 347, 700
4	級	係長又はこれに相当する職務	人 296	% 19. 8	円 258, 300	円 385, 100
5	級	1 課長補佐又はこれに相当する職務 2 困難な業務を行う係長又はこれに相当する職務	人 504	% 33. 7	円 285, 000	円 393, 700
6	級	課長又はこれに相当する職務	人 96	% 6. 4	円 315, 800	円 409, 900
7	級	部の次長又はこれに相当する職務	人 13	% 0. 9	円 360, 100	円 442,600
8	級	部長又はこれに相当する職務	人 14	% 0. 9	円 405, 800	円 466, 300

- (注) 1 宮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・病休等の理由により、昇給判定期間の勤務すべき日の6分の1以上の日数を勤務しなかった者などについて、昇給の号数を調整している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮	崎 市			宮山	奇 県			[E	
1人当たり平均	肉支給額(26年)	度)	1人当たり	平均支約	合額(26年月	度)		_	_	
	1, 186	千円		1, 57	0	千円				
(26年度支給書	问合)		(26年度支	(給割合)			(26年度支	を給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月会	分 1.50	月分	2.60	月分	1.50	月分	2.60	月分	1.50	月分
(1.45) 月分	分 (0.70)	月分	(1.45)	月分	(0.70)	月分	(1.45)	月分	(0.70)	月分
(加算措置の制			(加算措置	の状況)			(加算措置	置の状況)		
職制上の段階、 ・役職加算	職務の級等による 5 ∼ 20%	加算措置	職制上の段降・役職加算・管理職加算	5 ~	D級等による ~ 20% ~ 25%	加算措置	職制上の段 ・役職加算 ・管理職加	5 ~	D級等による ~ 20% ~ 25%	加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

(平成26年度)

- 次に掲げる区分により、成績率を決定している。
 - ・標準…0.75月
 - ・懲戒処分を受けた者…0.365~0.56月

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

宮	崎	市				玉			
(支給率)	自己者	#16	応募認定	・定年	(支給率)	自己	邹合	応募認定	・定年
勤続20年	20. 445	月分	25. 55625	5月分	勤続20年	20. 445	月分	25. 55625	5月分
勤続25年	29. 145	月分	34. 5825	月分	勤続25年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続35年	41. 325	月分	49. 59	月分	勤続35年	41. 325	月分	49.59	月分
最高限度額	49. 95	月分	49. 59	月分	最高限度額	49.95	月分	49.59	月分
その他の加算措置			退職特例 %加算)	措置	その他の加算措置	定年		退職特例 %加算)	惜置
1人当たり平均支給額	5, 944	千円	22, 929	千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支 給 実		11,630	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				830, 733	円
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %		7 人		18 %
福岡県福岡市	10 %		1 人		10 %
医師	15 %		6 人		15 %
地域手当補正後ラスパ (ラスパイレス指数)	100	0.5 %			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給 与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	70,610 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	99, 311 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	30. 4 %
手当の種類(手当数)	20

手当の	種類(手当数)		20			
手	手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業	務 支給実績 (26年度決算		左記職員に対する支給単価	
滞納処	分事務従事手当	職員が市税及び税外収入に係る差押財 の引上げに従事したとき	7産 21	千円	1世帯600円	
		職員が行旅病人又は行旅死亡人その他死亡人の取扱業務に従事したとき ① 行旅病人の取扱業務に従事したと ② 行旅死亡人の取扱業務に従事したと ③ その他の死亡人の取扱業務に従事 とき	き とき	千円	① 1件1,000円 ② 1件3,000円 ③ 1件3,000円	
感染症防疫作業従事手当		職員が、感染症が発生し、又は発生すおそれのある場合において、感染症の者若しくはその疑いのある患者の救認の他患者に接する業務に従事したとき又は感染症の病原体の付着した物者しは付着のおそれのある物の処理作業に事したとき	D患 養そ ら、 しく	千円	日額230円	
結核予	防業務従事手当	職員が特に結核感染のおそれのある第 に従事したとき	美務 45	千円	日額230円	
廃棄物外	処理業務従事手当	職員が廃棄物の中間処理又は最終処分係る業務に従事した場合で、犬、猫等 死体を収集したとき		千円	1体500円	
	消防職員手当	消防職員が消防局又は消防署に勤務し とき ① 交替制勤務の消防吏員 ② 日勤の消防吏員	14, 444	千円	① 日額200円 ② 日額150円	
消防業	救急業務手当	救急業務手当 消防吏員が救急業務に従事したとき		千円	1回300円	
未務従事	水火災等出動手当	消防職員が水害、火災等の発生により 動したとき	1,569	千円	1回300円	
手当	はしご手当	消防吏員がはしご付ポンプ自動車に勇 して消防業務に従事したとき	美務 2,248	千円	日額220円	
	夜間特殊業務 従事手当	消防吏員が正規の勤務時間による勤務 一部又は全部が深夜(午後10時からst の午前5時までの間)において行われ 務に従事したとき	2日 15 775	千円	1回520円	
有害物I		職員が人体に有害なガスの発生を伴う 務又は有害物を用いて行う試験研究者 くは検査に従事したとき		千円	日額200円	
高圧電	電気取扱作業 事 手 当	主任技術者に選任された職員が高圧電 取扱作業に従事したとき	宣 気 0	千円	日額100円	
高所作業従事手当		職員が地上又は水面上10メートル以」 足場の不安定な箇所で行う工事の検査 調査、指導、監督等の業務に従事した き	ī,	千円	日額220円	
		職員が土地若しくは建物の買収若しく 補償又は境界査定のために直接当該格 者と面接交渉したとき		千円	日額400円	
		職員が下水管きょ内における土量等の 査又は調査の業務に従事したとき	20検 10	千円	日額250円	

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
	職員が市の管理する道路、河川等のうち 豪雨等異常な自然現象により重大な災害 が発生し、若しくは発生するおそれがあ る道路、河川等において行う巡回監視又 は当該道路、河川等における重大な災害 の発生した箇所若しくは発生するおそれ の著しい箇所で行う応急作業若しくは応 急作業のための災害状況の調査に従事し たとき ① 巡回監視 ② 応急作業又は応急作業のための災害状 況の調査	62 千円	① 日額 710円 ② 日額1,080円
精神保健関係業務従事手当	保健所及び福祉事務所に勤務する職員 が、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律その他の法令に基づく精神障害者 の社会復帰促進のための相談、指導等の 業務に従事したとき	19 千円	日額200円
狂犬病防疫作業 従 事 手 当	保健所に勤務する職員が狂犬病予防法に 基づく予防注射、抑留、処分、薬殺、検 診又は病性鑑定の作業に従事したとき	102 千円	日額500円
病理細菌検査従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員が病 理細菌検査に従事したとき	303 千円	日額500円
	保健所に勤務する職員が、と畜場法に規 定する検査又は食鳥処理の事業の規制及 び食鳥検査に関する法律に規定する検査 に従事したとき	231 千円	日額1,000円
放射線取扱作業 従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員がレントゲンその他の放射線を照射する作業 に従事したとき	256 千円	日額500円
	市立病院に勤務する職員が緊急時におけ る救急自動車の運転に従事したとき	5 千円	1回300円
深夜看護等従事手当	市立病院及び介護老人保健施設に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護及び介護の業務に従事したとき①深夜における勤務時間が4時間以上②深夜における勤務時間が4時間未満	6,976 千円	① 1回2,500円② 1回2,000円
市立病院の医師の特殊勤務手当	市立病院に勤務する医師	10, 125 千円	1月につき、次の各号に掲げる額の合計額 (1) 次に掲げる職員の区分に掲げる職員の区分に応じ、大月額15万円中 額別院長長月額15万円二 副院長月月額15万円二 課長月額15万円二 課長月額5万円 (2) 一の第一次をでは、5,000円(その行為が下での場合は、5,000円)当たりの場合は、5,000円)当たりの合計額 ※一の当直勤務における上限額は、2万円 、1月当たりの合計額における上限額は20万円

(5) 時間外勤務手当(平成27年4月1日現在)

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額		
平成26年度	909,763 千円	371 千円		
平成25年度	747, 272 千円	305 千円		

[※] 数値は、各年度決算による。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手		内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養	手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	_	290, 350 千円	204, 905 円
住居	手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ	_	187,120 千円	253, 894 円
通勤	手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当(普通交通機関等の利用者)支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する限度額は55,000円)(自動車等の使用者)片道 2~5km未満 4,800円片道 5~10km未満 7,300円片道 10~15km未満 7,300円片道 15~20km未満 10,000円片道 20~25km未満 12,900円片道 25~30km未満 15,800円片道 30~35km未満 18,700円片道 35~40km未満 21,600円片道 40~45km未満 24,400円片道 45~50km未満 24,400円片道 50~55km未満 26,200円片道 50~55km未満 28,000円片道 55~60km未満 29,800円片道 60km以上 31,600円	異なる	自のにてkm支国い 車用い15 本統約り 等者 5のが高	174, 112 千円	75, 998 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	異なる	国と支給 区分及び 支給額が 違う	106,312 千円	713, 502 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	136,621 千円	96, 280 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	_	21,584 千円	68, 090 円
初任給調整手当	次に掲げる職に採用された職員に対し、採用の日から一定期間支給される 手当 ① 医療職給料表の適用を受ける職員 の職 月額366,700円以下 ② 行政職給料表の適用を受ける職員 の職で医学又は歯学に関する専門 的知識を必要とすると市長が認め るもの(現在、支給対象なし) 月額50,300円以下	同じ	_	17,284 千円	3, 456, 720 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ない事情により配偶者と別居 し、単身で生活することを常況とする 職員等に支給される手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 100~300km未満 6,000円 300~500km未満 12,000円 500~700km未満 18,000円 700~900km未満 24,000円 900~1,100km未満 35,000円 1,100~1,300km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円	同じ		3,740 千円	623, 333 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当普通宿日直勤務 4,200円医師の当直勤務 20,000円看護師長等の当直勤務 5,900円薬剤師等の当直勤務 5,900円救急外来等に関する事務処理等のための当直勤務 5,900円	同じ		5,110 千円	1, 703, 333 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	_	12,795 千円	103, 188 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区			分	給	料	月 額	等		
						(参考) 中	マ核市におり	する最高/量	是低額
給料	市		長	1,053,000	円	1, 180, 000	円/	850,000	円
17	副	市	長	840,000	円	960, 000	円/	748,600	円
40	議		長	696, 000	円	827, 000	円/	588,000	円
報酬	副	議	長	625, 000	円	748, 000	円/	529,000	円
11/11	議		員	583, 000	円	700, 000	円/	510,000	円
	市		長	(27年度支給割合)					
抽	副	市	長	3. 10		月分			
期末	収	入	役						
手当	議		長	(27年度支給割合)					
当	副	議	長	3. 10		月分			
	議		員						
退				(算定方式)		(1期の)手当額)	(支給	時期)
職手	市		長	給料月額×60/100×在聯	哉月数	30, 32	6,400円	任其	期毎
当	副	市	長	給料月額×40/100×在職	战月数	16, 12	8,000円	任其	朝毎

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

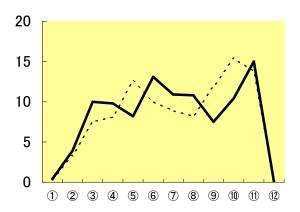
	$\overline{}$		職員	数	対前年	主な増減理由
部	門		平成26年	平成27年	増減数	土は増減性田
		議会	16	16	0	
		総務	444	467	23	国勢調査、地方創生推進業務の増など
		税務	129	124	▲ 5	総合支所組織の見直しなど
	_	民生	274	279	5	臨時福祉給付金支給業務対応など
	般	衛生	240	248	8	母子保健業務の体制充実など
普	行 政	労働	4	3	▲ 1	事務執行体制の見直し
通	部	農林水産	143	145	2	水産振興業務増への対応など
会計	門	商工	44	48	4	スポーツ誘客の強化など
部門		土木	282	281	▲ 1	区画整理業務の一部収束など
		=	1,576	1,611	35	
	教	育部門	234	219	▲ 15	給食調理業務の一部民間委託など
	消	防部門	338	335	▲ 3	退職者不補充
	小計		2, 148	2, 165	17	
		病院	63	0	▲ 63	病院事業の指定管理者制度導入
公営企業等		水道	136	134	▲ 2	組織改編に伴う減員
1企計	Ŧ	水道	73	73	0	
業門等	その他		127	135	8	国保税収納対策強化など
,,		小計	399	342	▲ 57	
	合	計	2, 547 [2, 711]	2, 507 [2, 711]	▲ 40 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 62.02人

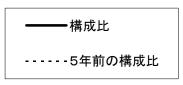
⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)

(%)





区 分	① 20歳 未満	② 20歳 ~ 23歳	③ 24歳 ~ 27歳	④ 28歳 ~ 31歳	⑤ 32歳 ~ 35歳	⑥ 36歳 ~ 39歳	⑦ 40歳 ~ 43歳	8 44歳 ~ 47歳	9 48歳 ~ 51歳	⑩ 52歳 ~ 55歳	⑪ 56歳 ~ 59歳	⑫ 60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	11	98	250	246	205	328	273	271	187	260	377	1	2,507

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,608	1, 604	1, 594	1, 578	1, 576	1, 611	3 (0.2%)
教育	307	281	267	251	234	219	▲ 88 (▲28.7%)
消防	329	331	334	332	338	335	6 (1.8%)
普通会計計	2, 244	2, 216	2, 195	2, 161	2, 148	2, 165	▲ 79 (▲ 3.5%)
公営企業等会計計	419	408	404	401	399	342	▲ 77 (▲ 18.4%)
総合計	2, 663	2, 624	2, 599	2, 562	2, 547	2, 507	▲ 156 (▲ 5.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分		実質収支		職員給与費比率	25年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
00年盛	千円	千円	千円	%	%
26年度	6, 617, 953	585, 092	873, 592	13. 2	15. 5

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費242,677千円を含まない。

区分	職員数		給	与 費	,	一人当たり給与費
四刀	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20千度	134	538, 528	74, 057	201, 083	813, 668	6, 072

(参考)25年度平均 一人当たり給与費 千円 5,931

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市 (水道事業)	44.2 歳	355,816 円	524, 274 円	
他市町村(水道事業)	44.9 歳	348,021 円	517,229 円	※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	宮崎市		
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)		
1,504 千円	1,186 千円		
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当		
2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分		
(1.45)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5% ~ 20%	・役職加算 5% ~ 20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

水	道事業			官	宮 崎	市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定	年	(支給率)	自词	己都合	応募認定	・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月	分	勤続20年	20.4	45 月分	25. 55625	5月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月	分	勤続25年	29. 1	45 月分	34. 5825	月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月	分	勤続35年	41.3	25 月分	49.59	月分
最高限度額	49.95 月分	49.59 月	分	最高限度額	49.9	5 月分	49.59	月分
その他の加算措置		退職特例措置 %加算)	1	その他の加算措置	定		退職特例 %加算)	措置
1人当たり平均支給額	23, 85	3 千円		1人当たり平均支給額	į 5,9	44千円	22, 929	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算))		千円	
支給職員1人当たり平	均支給年額(25年度決算)		円	
職員全体に占める手当	支給職員の割合(25年度)		53. 7	%
手当の種類(手当数)			,	9
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉し7	た職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任打 選任された職員	技術者に	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業績 害物を用いて行う試験研究若しくは検達 した職員		99千円	日額200円
	地上又は水面上10メートル以上の足	昜の不安		

0千円

0千円

10千円

0千円

421千円

38千円

(1)

日額220円

日額250円

日額710円

(2) 日額1,080円

日額200円

日額250円

1回300円

定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督

下水管きょ内における土量等の検査又

場で直接行う検査業務に従事した職員

豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生 し、若しくは発生するおそれがある上下水道施 設等において行う巡回監視又は当該上下水道施 設等における重大な災害の発生した箇所若しく は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業

若しくは応急作業のための災害状況の調査に従

(2) 応急作業又は応急作業のための災害状況

防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業

交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行

(3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きょ 内又は酸素欠乏のおそれのある地下室

は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現

等で作業に従事した職員

等の業務に従事した職員

工 時間外勤務手当

高 所 作 業 手 当

下水管きょ等検査調査

災害応急作業手当

活性炭投入作業手当

道路上作業手当

手

当

事した職員 (1) 巡回監視

に従事した職員

う弁操作に従事した職員

緊 急 出 動 手 当 事故等の発生により、緊急車両で出動した職員

の調査

業

作

* 1. * /	****	
年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成26年度	27,328 千円	217 千円
平成25年度	31,090 千円	247 千円

⁽注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ		20,166 千円	237, 242 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		10,793 千円	308, 369 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担すること、自動車等を使 用することを常例とする職員に支 給きれる手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 10~15km未満 5,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 10~15km未満 12,900円 片道 25~30km未満 12,900円 片道 30~35km未満 15,800円 片道 35~40km未満 21,600円 片道 40~45km未満 21,600円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 55~60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円	同じ		9,181 千円	69, 027 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	6,042 千円	755, 292 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	520 千円	129, 899 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	_	36 千円	35, 500 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に 占める職員給与費比率
00万亩	千円	千円	千円	%	%
26年度	10, 507, 237	78, 829	404, 336	3.8	4. 9

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費185,069千円を含まない。

区分	職員数		給	与 費		一人当たり給与費
上 刀	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20千度	73	281, 768	58, 242	104, 219	444, 229	6, 085

(参考)25年度平均 一人当たり給与費 千円 5,896

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分 平均年齢		基本給	平均月収額	
宮崎市 (下水道事業)	40.6 歳	326, 489 円	507,065 円	
他市町村 (下水道事業)	43.9 歳	346, 189 円	515,436 円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	宮崎市		
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)		
1,470 千円	1,186 千円		
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)		
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分		
(1.45)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5% ~ 20%	・役職加算 5% ~ 20%		

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

下;	水道事業			宦	了 崎 市	ĵ		
(支給率)	自己都合	応募認定・	定年	(支給率)	自己者	祁合	応募認定・	・定年
勤続20年	20.445 月分	25. 55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25. 55625	月分
勤続25年	29.145 月分	34. 5825	月分	勤続25年	29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続35年	41.325 月分	49. 59	月分	勤続35年	41. 325	月分	49. 59	月分
最高限度額	49.95 月分	49. 59	月分	最高限度額	49.95	月分	49. 59	月分
その他の加算措置	定年前早期 (2~45	退職特例措 %加算)	計置	その他の加算措置	. — .		退職特例排 %加算)	昔置
1人当たり平均支給額	18, 16	3 千円		1人当たり平均支給額	5, 944	千円	22, 929=	千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	34			·円
支給職員1人当たり平	均支給年額(26年度決算)	2, 825			円
職員全体に占める手当	支給職員の割合(26年度)		16. 4		%
手当の種類(手当数)			,	9	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支統	}単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した	0千円	日額400円		
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任打 選任された職員	技術者に	0千円	日額100円	
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業績 害物を用いて行う試験研究若しくは検達 した職員	11千円	日額200円		
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足り 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導 等の業務に従事した職員		日額220円		
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当	(1) 下水管きょ内における土量等の検索調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のためは場で直接行う検査業務に従事した場合。 場下4メートル以上の掘削現場、行力又は酸素欠乏のおそれのある地等で作業に従事した職員	こ現 職員 管きょ	0千円	日額250円	
	豪雨等異常な自然現象により重大な災害	害が発生			

(1) 日額710円

(2) 日額1,080円

日額200円

日額250円

1回300円

0千円

0千円

19千円

3千円

工 時間外勤務手当

災害応急作業手当

活性炭投入作業手当

道路上作業手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成26年度	32,029 千円	471 千円
平成25年度	25,102 千円	369 千円

う弁操作に従事した職員

緊急出動手当事故等の発生により、緊急車両で出動した職員

し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業

若しくは応急作業のための災害状況の調査に従

(2) 応急作業又は応急作業のための災害状況

防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業 に従事した職員

交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行

事した職員 (1) 巡回監視

の調査

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	_	9,875 千円	214, 681 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		6,545 千円	311,667 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担すること、自動車等を使 用することを常例とする職員に支 給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 10~15km未満 5,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 10~15km未満 12,900円 片道 20~25km未満 12,900円 片道 30~35km未満 15,800円 片道 35~40km未満 21,600円 片道 40~45km未満 21,600円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 55~60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円	同じ	_	5,756 千円	78, 843 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	3,984 千円	796, 898 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	461 千円	153, 748 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ		20 千円	20,000 円

(3) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分		実質収支		職員給与費比率	25年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
06年度	千円	千円	千円	%	%
26年度	715, 103	29, 472	21, 684	3.0	3. 2

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費63千円を含まない。

区分	職員数		給	与 費	,	一人当たり給与費
区况	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
06年産	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	3	10, 601	1,848	3,710	16, 159	5, 386

(参考)平成25年度平均 一人当たり給与費 千円 4,896

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市(農業集落排水事業)	36.7 歳	268,400 円	384,460 円	
他市町村(農業集落排水事業)	_	_	_	

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

/ /yı/N 1 I I I I I I I I I I I I I I I I I I					
農業集落排水事業	宮崎市				
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)				
1,316 千円	1,186 千円				
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)				
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当				
2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分				
(1.45)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・役職加算 5% ~ 20%	・役職加算 5% ~ 20%				

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

農業集	落排水事	業			宮	崎 市	i		
(支給率)	自己都合	応募認定・定	至年	(支給率)		自己者	『合	応募認定	・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月	分	勤続20年		20.445	月分	25. 55625	5月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月	分	勤続25年		29. 145	月分	34. 5825	月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月	分	勤続35年		41. 325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.95 月分	49.59 月	分	最高限度額		49. 95	月分	49.59	月分
その他の加算措置		退職特例措置 %加算)	置	その他の加算措置				退職特例 %加算)	措置
1人当たり平均支給額	0	円		1人当たり平均支給額	頂	5, 944=	千円	22, 929	千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0.0	%
手当の種類(手当数)	9	
	十伙小	

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に 選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有 害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事 した職員	0千円	日額200円
高 所 作 業 手 当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督 等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当	(1) 下水管きょ内における土量等の検査又は 調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現 場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きょ 内又は酸素欠乏のおそれのある地下室 等で作業に従事した職員	0千円	日額250円
	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業 に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行 う弁操作に従事した職員	0千円	日額250円
緊 急 出 動 手 当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	0千円	1回300円

工 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成26年度	850 千円	283 千円
平成25年度	353 千円	118 千円

⁽注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	I	468 千円	234, 000 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		321 千円	321,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担することと、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支 給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 10~15km未満 5,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 10~25km未満 11,300円 片道 25~20km未満 13,700円 片道 25~30km未満 13,700円 片道 30~35km未満 13,700円 片道 35~40km未満 16,100円 片道 40~45km未満 20,900円 片道 50~55km未満 21,800円 片道 55~60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ		209 千円	69,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	0 円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	0 千円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ		0 円	0 円

(4) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 25年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
00万亩	千円	千円	千円	%	%
26年度	217, 713	14, 605	34, 833	16. 0	11.8

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費26,382千円を含まない。

区分	職員数		給	与 費		一人当たり給与費
丛 万	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
26年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20十段	7	29, 278	5, 439	10, 980	45, 697	6, 528

(参考)24年度平均 一人当たり給与費 千円 6,498

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市 (簡易水道事業)	40.9 歳	336,871 円	512,601 円	
他市町村 (簡易水道事業)	44.9 歳	348,021 円	517,229 円	※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

簡易水道事業	宮崎市			
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)			
1,584 千円	1,186 千円			
(23年度支給割合)	(23年度支給割合)			
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分			
(1.45)月分 (0.70)月分	(1.45)月分 (0.70)月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5% ~ 20%	・役職加算 5% ~ 20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

	* * *				
簡易	水道事業		É	召 崎 市	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.95 月分	49.59 月分	最高限度額	49.95 月分	49.59 月分
その他の加算措置		退職特例措置 %加算)	その他の加算措置	定年前早期 (2~45°	退職特例措置 %加算)
1人当たり平均支給額	23, 189	9 千円	1人当たり平均支給額	5,944千円	22,929千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		千円		
支給職員1人当たり平	均支給年額(26年度決算)		3, 633		
職員全体に占める手当	支給職員の割合(26年度)		85.7		
手当の種類(手当数)		9			
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した	た職員	0千円	日額400円	
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任 選任された職員	技術者に	0千円	日額100円	
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業 害物を用いて行う試験研究若しくは検 した職員		0千円	日額200円	
高 所 作 業 手 当	地上又は水面上10メートル以上の足 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導 等の業務に従事した職員		0千円	日額220円	
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当	(1) 下水管きょ内における士量等の検 調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のためい 場で直接行う検査業務に従事したい (3) 地下4メートル以上の掘削現場、 内又は酸素欠乏のおそれのある地 等で作業に従事した職員	こ現 職員 管きょ	0千円	日額250円	
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災亡、若しくは発生するおそれがある上設等において行う巡回監視又は当該上設等における重大な災害の発生した箇所は発生するおそれの著しい箇所で行う。 若しくは応急作業のための災害状況の記載した時間	下水道施 下水道施 所若し で 急作業	7千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円	

日額200円

日額250円

1回300円

0千円

40千円

7千円

工 時間外勤務手当

道路上作業手当

事した職員

状況の調査

活性炭投入作業手当 防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業 に従事した職員

緊 急 出 動 手 当事故等の発生により、緊急車両で出動した職員

う弁操作に従事した職員

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額	
平成26年度	3,416 千円	488 千円	
平成25年度	2,840 千円	406 千円	

(1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害

交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行

⁽注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ		852 千円	426, 000 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		642 千円	321, 000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担することと、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支 給(普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 10~15km未満 10,000円 片道 15~20km未満 12,900円 片道 20~25km未満 12,900円 片道 20~25km未満 15,800円 片道 30~35km未満 15,800円 片道 35~40km未満 21,600円 片道 40~45km未満 24,400円 片道 50~55km未満 28,000円 片道 55~60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円	同じ		474 千円	59, 250 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	163 千円	162, 757 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ		0 千円	0 円